

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月8日

【四半期会計期間】 第154期第3四半期(自 平成29年8月1日 至 平成29年10月31日)

【会社名】 株式会社精養軒

【英訳名】 Kabushiki Kaisha Seiyoken.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 酒 井 裕

【本店の所在の場所】 東京都台東区上野公園4番58号

【電話番号】 東京(3821)2181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統括部長 清 田 祐 司

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野公園4番58号

【電話番号】 東京(3821)2181(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統括部長 清 田 祐 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第153期 第3四半期 累計期間	第154期 第3四半期 累計期間	第153期
会計期間	自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日	自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日	自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日
売上高 (千円)	2,233,639	2,389,334	2,994,860
経常損失( ) (千円)	31,945	53,425	8,035
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失( ) (千円)	39,958	53,794	16,754
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	131,400	131,400	131,400
発行済株式総数 (株)	2,628,000	2,628,000	2,628,000
純資産額 (千円)	3,113,409	3,290,607	3,186,118
総資産額 (千円)	4,158,464	4,413,443	4,200,490
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額( ) (円)	15.36	20.68	6.44
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			3.00
自己資本比率 (%)	74.9	74.6	75.9

回次	第153期 第3四半期 会計期間	第154期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成28年8月1日 至 平成28年10月31日	自 平成29年8月1日 至 平成29年10月31日
1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	24.94	9.67

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、前第3四半期累計期間及び第153期は潜在株式が存在しないため、また、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、経済対策効果の一巡などから、成長速度に足踏み感があるものの、都心部での建設投資、輸出の増加、人手不足を背景にした雇用所得環境の改善などから、回復基調が安定して続いているものと思われれます。

飲食業界におきましては、雇用・所得情勢が堅調に推移し、株高などの資産効果が良好なことから消費の活性化が期待されている一方で、人手不足による人員コストの増加が経営を圧迫し始めており、引き続き、厳しい環境が続くものと予想されます。

このような情勢下、当社は、営業力強化と人材育成に注力してまいりました。営業面においては、営業推進課を中心とした新規取引の拡大、予約利便性向上のためのホームページ改修、各店舗の特性を踏まえた営業活動の強化に取り組んでまいりました。また、人手不足が叫ばれる中、積極的な採用活動や新たな研修システムの導入など、人材の強化に努めてまいりました。

しかしながら、新規出店経費の発生などもあり、当第3四半期累計期間の売上高は2,389百万円（前年同期比7.0%増）となりました。営業損失は65百万円（前年同期は43百万円）、経常損失は53百万円（前年同期は32百万円）、四半期純利益は54百万円（前年同期は四半期純損失40百万円）となりました。

今後につきましては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた経済活動の活性化、上野動物園の赤ちゃんパンダ公開など、明るい材料はあるものの、飲食業界は、人手不足や業界内競争の激化など、厳しい環境が続くものと予想されます。当社といたしましては、今後とも、積極的な営業活動の推進、コスト管理の徹底、人材育成の強化に取り組み、更に安定した経営基盤を構築してまいります。

また、セグメント別の業績につきましては、下記のとおりであります。

#### (飲食業)

飲食業におきましては、上記の理由により、当第3四半期累計期間のレストラン部門の売上高は1,423百万円(前年同期比11.7%増)、宴会他部門の売上高は932百万円(前年同期比0.7%増)、飲食業全体の売上高は2,356百万円(前年同期比7.1%増)、営業損失78百万円(前年同期は58百万円)となりました。

#### (賃貸業)

賃貸業におきましては、安定的な賃貸収入の確保に努めております。この結果、当第3四半期累計期間の売上高は34百万円(前年同期比0.9%減)、営業利益14百万円(前年同期比10.6%減)となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は前事業年度末と比べ213百万円増加し4,413百万円となりました。流動資産は528百万円増加の2,394百万円、固定資産は315百万円減少の2,019百万円となりました。

流動資産の増加の主な要因は、現金及び預金が334百万円及び有価証券が200百万円増加したことによるものです。

固定資産の減少の主な要因は、投資有価証券が291百万円減少したことによるものです。

### (負債)

当第3四半期会計期間末における負債は前事業年度末と比べ108百万円増加し1,123百万円となりました。流動負債は64百万円増加の337百万円、固定負債は44百万円増加の786百万円となりました。

流動負債の増加の主な要因は、買掛金が10百万円及び賞与引当金が33百万円増加したことによるものです。

固定負債の増加の主な要因は、役員退職慰労引当金が14百万円及び繰延税金負債が27百万円増加したことによるものです。

### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は前事業年度末と比べ104百万円増加し3,291百万円となりました。この増加は、四半期純利益の計上等で利益剰余金が46百万円及びその他有価証券評価差額金が58百万円増加したことによるものです。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年10月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年12月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,628,000	2,628,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	2,628,000	2,628,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年10月31日		2,628		131,400		4,330

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年7月31日)に基づく記載をしております。

【発行済株式】

平成29年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 27,200		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,596,000	25,960	同上
単元未満株式	普通株式 4,800		同上
発行済株式総数	2,628,000		
総株主の議決権		25,960	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式84株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社精養軒	東京都台東区上野公園 4番58号	27,200		27,200	1.04
計		27,200		27,200	1.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成29年8月1日から平成29年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年2月1日から平成29年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年10月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,575,411	1,908,969
売掛金	95,229	78,028
有価証券	100,111	300,000
たな卸資産	34,911	33,176
その他	61,809	75,220
貸倒引当金	1,000	1,100
流動資産合計	1,866,471	2,394,293
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	487,820	456,299
土地	603,189	603,188
その他（純額）	70,821	86,768
有形固定資産合計	1,161,830	1,146,256
無形固定資産		
	4,777	3,786
投資その他の資産		
投資有価証券	1,103,845	813,293
その他	63,567	55,816
投資その他の資産合計	1,167,412	869,109
固定資産合計	2,334,019	2,019,150
資産合計	4,200,490	4,413,443
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	55,813	66,235
未払金	87,523	93,935
未払費用	51,993	56,446
未払法人税等	444	8,351
賞与引当金	30,000	63,000
その他	46,893	49,168
流動負債合計	272,666	337,134
固定負債		
退職給付引当金	514,101	514,082
役員退職慰労引当金	105,328	119,728
繰延税金負債	112,366	139,274
その他	9,910	12,617
固定負債合計	741,706	785,702
負債合計	1,014,372	1,122,836



(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年10月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	131,400	131,400
資本剰余金	4,330	4,330
利益剰余金	2,766,573	2,812,565
自己株式	20,564	20,564
株主資本合計	2,881,739	2,927,731
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	304,379	362,876
評価・換算差額等合計	304,379	362,876
純資産合計	3,186,118	3,290,607
負債純資産合計	4,200,490	4,413,443

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年10月31日)
売上高	2,233,639	2,389,334
売上原価	938,820	981,224
売上総利益	1,294,819	1,408,111
販売費及び一般管理費	1,337,905	1,472,710
営業損失( )	43,086	64,600
営業外収益		
受取利息	1,738	802
受取配当金	5,046	5,647
雑収入	4,356	4,726
営業外収益合計	11,141	11,175
経常損失( )	31,945	53,425
特別利益		
投資有価証券清算益	-	95,010
固定資産売却益	-	19,509
特別利益合計	-	114,519
特別損失		
固定資産除却損	6,552	-
減損損失	361	4,900
特別損失合計	6,913	4,900
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	38,858	56,194
法人税、住民税及び事業税	1,100	2,400
法人税等合計	1,100	2,400
四半期純利益又は四半期純損失( )	39,958	53,794

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

減損損失

前第3四半期累計期間(自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)

資産のグルーピングについては営業店を基本単位として、また賃貸資産については物件単位毎にグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ等について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(361千円)として特別損失に計上しました。

その内訳はその他(純額)361千円であります。

当第3四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)

資産のグルーピングについては営業店を基本単位として、また賃貸資産については物件単位毎にグルーピングしております。このうち閉鎖が確定した資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(4,900千円)として特別損失に計上しました。

その内訳は建物(純額)4,900千円であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)
減価償却費	52,366千円	51,984千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成28年2月1日 至 平成28年10月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年4月27日 定時株主総会	普通株式	7,802	3	平成28年1月31日	平成28年4月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成29年2月1日 至 平成29年10月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年4月27日 定時株主総会	普通株式	7,802	3	平成29年1月31日	平成29年4月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成28年2月1日至平成28年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	飲食業	賃貸業	
売上高			
外部顧客への売上高	2,199,590	34,049	2,233,639
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	2,199,590	34,049	2,233,639
セグメント利益又は損失( )	58,354	15,268	43,086

(注)セグメント利益又は損失の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

飲食業セグメントにおいて、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ等について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間においては361千円であります。

当第3四半期累計期間(自平成29年2月1日至平成29年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	飲食業	賃貸業	
売上高			
外部顧客への売上高	2,355,579	33,755	2,389,334
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	2,355,579	33,755	2,389,334
セグメント利益又は損失( )	78,251	13,651	64,600

(注)セグメント利益又は損失の合計額は、四半期損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

飲食業セグメントにおいて、閉鎖が確定した資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期累計期間においては、4,900千円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成28年2月1日 至平成28年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年2月1日 至平成29年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額( )	15円36銭	20円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	39,958	53,794
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 又は普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	39,958	53,794
普通株式の期中平均株式数(株)	2,600,716	2,600,716

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期累計期間は潜在株式が存在しないため、また、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年12月8日

株式会社精養軒  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 智 由 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 成 島 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社精養軒の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第154期事業年度の第3四半期会計期間(平成29年8月1日から平成29年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年2月1日から平成29年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社精養軒の平成29年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。